

親子会員規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン（以下、「当法人」とします。）が、平成28年7月23日付にて制定した特別会員規約（以下、「原規約」とします。）に付帯して、特別会員Aを対象とした親子会員制度に関して、必要な事項を定めます。

(定義)

第2条

- 1 本規約において、次の用語は以下の通り定義します。
 - (1) 親会社：他の株式会社の株式の50%以上を保有している株式会社
 - (2) 子会社：株式会社が他の株式会社の株式の50%以上を保有している場合における当該他の株式会社
 - (3) 兄弟会社：他の株式会社と同一の親会社を持つ株式会社
 - (4) 親子関係が認められる会社：株式会社が、原規約の特別会員Aに該当し、かつ本項における親会社または子会社もしくは兄弟会社を有する場合、当該複数の会社の総称
- 2 子会社が、他の株式会社の株式の50%以上を保有している場合における当該他の株式会社も、親会社の子会社とみなします。
- 3 本条第1項及び第2項における株式会社は、日本国内に本店を有する株式会社とします。

(親子会員資格の付与)

第3条 以下の条件を満たした場合、親子会員資格が付与され親子会員となり、本規約が適用されます。

- 1 親子関係が認められる会社が、同時に当法人に入会する場合で、入会希望社が、資本関係が証明できる公的な書類、もしくは公表している情報等により、第2条に定める親子関係が認められる会社であることを証明し、当法人がそれを認めた場合
- 2 すでに特別会員Aとして入会している法人の親子関係が認められる会社が入会する場合で、入会希望社が、資本関係が証明できる公的な書類、もしくは公表している情報等により、第2条に定める親子関係が認められる会社であることを証明し、当法人がそれを認めた場合
- 3 本条第1項第2項の他、親子関係が認められる会社であると当法人が認めた場合

(親子会員資格の喪失)

第4条 毎年4月1日に第2条の定義に照らし合わせ、親子会員が親子関係が認められる会社ではなくなった場合、当該親子会員は親子会員資格を喪失します。

(入会金)

第5条

- 1 親子会員の入会金の総額は、原規約第5条に規定する特別会員Aの入会金とします。
- 2 この入会金は、親子関係が認められる会社のいずれかが支払います。
- 3 既に入会済みの特別会員Aの親子関係が認められる会社が新たに入会する場合、入会金を免除します。

(年会費)

第5条

- 1 親子会員の年会費は、原規約第5条に関わらず、1社当たり250,000円とします。
- 2 既に入会済みの特別会員Aの親子関係が認められる会社が入会した場合、次の3月31日まではその会社分の年会費を免除します。
- 3 本条第2項の場合、当該特別会員Aの当該年度の年会費の清算は行いません。

(中途入会)

第6条 年会費の対象期間の中途に入会した場合の年会費は、入会日の属する月の翌月から次の3月までの月数相当分とし、1ヶ月あたり年会費は、原規約第6条に関わらず、1社当たり20,833円とします。

(その他)

第7条

本規約に定めのない事項に関しては、原規約を準用します。

【附則】

本規約は、平成29年10月19日より施行します。

以上